

# 福生村の宝蔵院について

—宮本家文書・西福寺史料

遠藤廣昭

## はじめに

玉川上水に架かる宮本橋を渡り、長徳寺境内と境を接するところに、宝蔵院という大久野西福寺（日の出町大久野）末の新義真言宗の寺院が存在した。しかし、宝蔵院は、明治二年（一八六九）、当時の住職憲道が復職して宮本豊恭と名乗り、神明社の神官となつたため廃寺となってしまった（青梅市史史料集第二十四号『皇国地誌・西多摩郡村誌（四）』青梅市教委、昭和五十四年）。現在では、その跡には宝蔵院住職の墓地が残り、ありし日の姿を偲ぶのみとなっている。

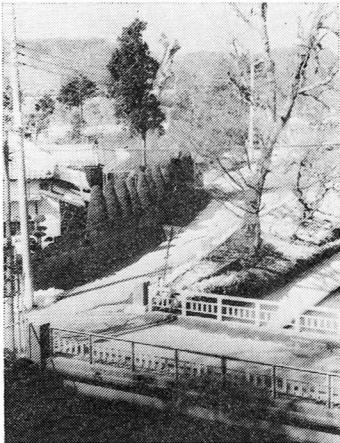
このようなことから宝蔵院については詳かならざる点が少なからず存在する。しかし、これを補うものとして宮本家には宝蔵院の史料が多数所蔵されている。この宮本家文書は、宝蔵院の宗教活動や同寺の経済基盤などを知るうえ

で貴重な史料であることは言うまでもなく、また、多摩地域の近世真言宗史研究の面においてもまたと無い史料である。しかし残念なことに、真言宗寺院の調査をすると必ずと言ってよいほどみかける印信と称される法流伝授にかかる証明書や、色衣免許状などの諸免状類が皆無である。そこで、市史編纂の過程で宝蔵院の本寺であった西福寺の史料調査をさせていただいた。江戸幕府の宗教政策で末寺はあらゆる面において本寺を頼らねばならなかつた関係上、西福寺には宝蔵院に関する史料が所蔵されている可能性が強かつたからである。

ここでは、宮本家文書の不足を西福寺史料等で補いながら宝蔵院についてみてみたい。

— 宝蔵院の開創と歴代住職

宝蔵院の開創年代や開基については今のところ不明である。しかし、本寺である西福寺の元治元年（一八六四）三月改めの「過去帳」に「寛文四辰年十二月十日巡光山現住覺養代 福生邑宝蔵院御除地之内觀音堂地江地祭建立之寛文五年巳十一月十五日入仏供養 当院十八世頼賀代」とある。宝蔵院の山号は『福生町誌』によれば享和年間（一八〇一～一八〇三）以前は明玉山と称したといい、巡光山とあるのは疑問も残るのであるが、この記述により寛文四年（一六六四）には福生村宝蔵院の存在が確認され、また、覺養という住職の存在が知られる。さらに宝蔵院の「過去帳」に「妙寛 明暦元未四月 施主善右衛門」の記載があることから、宝蔵院の開創は少なくとも江戸時代初期まで遡れるのではないかろうか。



宮本橋からみる宝蔵院跡

次に歴代  
住職である  
が、これも  
不明な点が  
多い。普通  
「過去帳」  
の初めなど  
には開山以  
来の世代が  
記載されて

賢宥（正徳五年十一月六日寂）  
「当山法流開山也 当寺住」とある。  
尚盈（享保二十年六月十一日寂）  
「当寺住 行年四十三歳寂」とある。賢宥の位牌が觀音  
堂にあるが、裏に「当寺法流中興尚盈立之」とあり法流  
中興を称している。  
頼英（宝暦二年四月十五日寂）  
「当寺住 頼如兄弟子」とある。

いる場合が多い。しかし、宝蔵院の「過去帳」には世代に関してのまとまつた記載はない。そこで「過去帳」のなかから住職に関する記事を拾い出し、さらに他の史料と合わせて歴代住職の足跡を追ってみた。

頼源（元禄十三年正月二十日寂）  
「先住」とある。

頼円（宝永三年十二月十四日寂）  
「当寺住賢宥師範」とある。また「門末世代記」（妙光院文書『国分寺市史料集』）に「法印大僧都頼円 字了識本山三年宝永三年丙戌十二月十四日 福生宝蔵院帰入寂」とある。これより頼円の字は了識といい、国分寺（国分寺市国分寺）の住職であったことや、本山で三年の修行を積んだことなどが知られる。

笛妙（明和六年五月十六日寂）

玄道（弘化四年五月十五日寂）  
「当院主 尊啓弟子也」とある。

成聖（嘉永四年九月二十七日寂）

「天保元乙未五月廿四日平井常福寺ヨリ移籍 世寿五十  
五歳金色山廿六世弟子 千石森田氏産」とある。

惠立（天明三年九月十九日寂）  
「先住」とある。



宝蔵院観音堂

とある。

寛仁（天明六年十月十四日寂）

「当寺住 仙明師範」とある。また「過去帳」の後部にある記述によれば、表門再建や弘法大師像・興行大師像の新造、さらには天明二年（一七八二）境内の観音堂本尊である觀音像が盜難に遭い、このため觀音古仏を再造している。

良秀（寛政十二年四月十二日寂）

「当寺主」とある。

尊啓（文政八年九月十七日寂）

「当寺主 行年五拾三歳遷化」とある。

昌海（弘化三年六月十六日寂）

「当山三代已前尊啓弟子 住職一年八月寂 三十七歳淨  
識了 上伊平弟勘六子也」とある。

俊長 觀音堂内の須弥壇の墨書銘に「奉納不動尊 寛政六年壬寅年七月十三日牛浜村願主市左衛門 川越生國俊長」とある。また、寛仁の位牌の裏に「宝蔵院住施主俊長」と

以上、「過去帳」の記述により判明した住職を寂年順に並べてみた。これでは誰が何世であるか不明であるが、ほほこの順と考えてよいのではないかと思う。

しかし、宮本家文書や西福寺文書、また宝蔵院の境内にあって、現在は宮本家の前に残る観音堂の什物等に、宝蔵院で示寂しなかったが故に「過去帳」に記載されなかつた住職の名をみい出すことができる。次に知れる範囲であげてみた。

泊善 寛保二年（一七四二）十一月「社地并徐地御年貢

御水帳写」（宮本家文書）に「多摩郡山口領福生村宝蔵院現

住泊善」とある。

儀範 安永三年（一七七四）九月十日「宝蔵院儀範起立書」（西福寺文書）に履歴が詳しい。

融玄 安永八年（一七七九）十二月「宝蔵院融玄起立書」

（西福寺文書）に履歴が詳しい。

俊長 觀音堂内の須弥壇の墨書銘に「奉納不動尊 寛政

六年壬寅年七月十三日牛浜村願主市左衛門 川越生國俊長」とある。また、寛仁の位牌の裏に「宝蔵院住施主俊長」と

ある。

泉淨 文政九年（一八二六）八月の「法類請書」（西福寺文書）によつて、草花村（秋川市草花）花藏院の法類でこの年宝藏院の住職となつてゐることがわかる。

誉城 天保六年（一八三五）五月二十四日の「成聖入院記録并献立草稿」（宮本家文書）に「当院先住誉城法印登覚山移転事定り」とあり成聖の先住であつたことが知れる。

太恵 「過去帳」に「奉再興半鏡一口 嘉永五壬子五月当山住太恵」とある。

智円 慶應三年（一八六七）五月の「寺揚願書」（西福寺文書）により、智円は住職をやめ病氣全快のために四国巡礼の旅いでかけていることがわかる。

## 二 西福寺末寺化

宝藏院はすでに述べたように大久野西福寺の末寺であつた。ではいつ頃より末寺となつたのであろうか。  
西福寺に「西福寺門末帳」がある。

一 醍醐報恩院末寺 武州多摩郡大久野村本寺  
一 登覺山<sup>斗</sup>來迎院 西福寺（印）  
一 五石三計有御朱印

一 西福寺末寺  
一 多摩郡平井村  
一 西光寺（印）

一 西福寺末寺  
一 多摩郡平井村  
一 西福寺末寺

一 西福寺末寺  
一 多摩郡草花村 有御朱印五石  
一 西福寺門徒  
一 多摩郡福生村  
一 西福寺門徒  
一 多摩郡管尾村  
一 西福寺門徒  
一 入間郡小谷田村  
一 西福寺門徒  
一 多摩郡平井村  
一 西福寺門徒  
一 多摩郡平井村  
一 西福寺門徒  
一 多摩郡平井村  
一 西福寺門徒  
一 多摩郡平井村  
一 西福寺門徒  
一 多摩郡大久野村  
一 西福寺門徒  
一 多摩郡大久野村  
一 西福寺門徒  
一 多摩郡大久野村  
一 華藏院（印）  
一 宝藏院（印）  
一 藥王院  
一 常福寺  
一 金藏寺（印）  
一 日輪寺（印）  
一 大智寺（印）  
一 多聞院（印）  
一 光明院（印）

東光寺（印）

西福寺門徒

多摩郡草花村 有御朱印五石

華藏院（印）

寶藏院（印）

藥王院

常福寺

金藏寺（印）

日輪寺（印）

大智寺（印）

多聞院（印）

光明院（印）

西福寺門徒

## 西福寺門末

以下十三ヶ寺

右本寺門末常々御条目急度相守り候

宝永四年

西福寺住

丁亥一月日

精俊(花押)

この史料は、宝永四年（一七〇七）西福寺住職精俊が作成した「門末帳」である。これにより宝永四年当時の西福寺門末寺院は、現在の日の出町・秋川市・福生市・埼玉県入間郡毛呂山町に分布していたことがわかる。さらにこの当時宝蔵院は西福寺の末寺ではなく「門徒」であったことがわかるのである。

差上申一札之事

一今度新末寺願成就ニ付、東光寺・西光寺儀者、依為古末寺階脇次第任御意一二蘗与座居可仕候御事、一宝蔵院儀者、依為新末寺三蘗と相定座居可仕候、門徒之儀ハ先例之通階脇次第可居座席候間、不及印形候、為後証如斯ニ御座候、以上、

正徳四年午三月十一日

東光寺

西光寺 (印)  
宝蔵院 (印)

西福寺法印様

この史料により六年後の正徳四年（一七一九）には門徒寺であった宝蔵院が西福寺の新末寺となり、座居は「三

蘗」すなわち西福寺の三番目の末寺として位置付けられたことがわかる。また、この二つの史料により東光寺・西光寺のように「古末寺」と呼ばれる寺院、また宝蔵院もそうであった「門徒」と呼ばれる寺院が存在したことがわかるのである。

徳永隆宣氏によれば、末寺は門徒寺と異なり、本寺の寺付法流を相続して一切の諸法事並びに伝法灌頂も本寺と同様に振る舞うことができる特権があった。末寺は弟子を取つて加行や護摩の修法ができるが、門徒寺はこれらができるなかったのみならず、葬式の引導さえ許されなかつた、という（『埼玉縣寺院聖教文書遺品調査報告書』）。すなわち、末寺に登録されて初めて真言宗寺院としての機能を果たしえるのであって、門徒寺では真言宗寺院で行なわれる諸行事の中でも最も大事な葬式さえ単独では行なえなかつたのである。この点では門徒寺は寺院の機能を果たしていなかつたと言えるのであろう。しかし「門末帳」に門徒として記載されている草花花藏院は、幕府より御朱印五石を認められている朱印寺であった。また、宝蔵院は延宝四年（一六七六）福生村次右衛門の入間郡小川新田村五兵衛宅への年期奉公につき当院檀家であることを証す「宗旨手形」を代官へさし出している（小川家文書）。これらを考えると、門徒寺は確かに真言宗という宗派内においては、葬式の引導さえも許されない寺院としての位置付けしかなかつたかも

しないが、一概にそうとも言えず、江戸幕府の宗教政策の一端をすでに門徒寺時代から地域においてになっていたといえるのではなかろうか。

宝蔵院は正徳四年西福寺の新末寺に昇格するのである。

前述した歴代住職で、正徳五年（一七一五）寂の賢宥が「当山法流開山」とあり、これらをあわせて考えると正徳四年賢宥が西福寺の寺付法流を相続して新末寺に昇格し、ここに初めて真言宗宗派内からは、寺院として寺格が認められるその体裁が整うのである。



墓の住職歴代宝蔵院

西福寺の宝蔵院関係文書のなかには、住職の隠居や病死、また、本山へ転住により寺が無住となり、檀中惣代が本寺西福寺へその後住を願つた文書が多く残されている。江戸幕府は、寺檀制度により庶民

### 三 寺の無住と後住問題

一 福生村宝蔵院長々無住ニ付、後住之儀先達而御願上申候通り、御当院御弟子泉淨法印後住ニ仕度、惣旦方一統願上候、何卒格別之以御慈悲ヲ、右願之通り被仰付被下置候ハヽ、檀方一同難有仕合ニ奉存候、以上、

福生村宝蔵院

旦中惣代

佐兵衛印

同

市左衛門印

文政九戌年  
八月日

は必ずどこかの寺の檀家になることを強制し、また、寺の檀家とならなければ戸籍簿の一種である宗門改帳に掲載されず、無籍人となりその土地に住めないばかりではなく、旅行・結婚・葬式なども行なうことことができなかつた。だから檀家にとって檀那寺の住職が存在しない無住の状態であるということは重大事であつたのである。  
ここでは文政・天保頃の住職であった泉淨と成聖を例にとって、その仕組みや檀家の住職交代時における対応などについてみてみたい。

### 乍恐以書附奉願上候

名主 文 平印

勘治 郎印

隣寺

花藏院印

ことがわかり、そのために花藏院は住職中の一切について責任を負うことを本寺西福寺に誓っているのである。

差上申御請書之事

この史料は宝蔵院の無住にさいして、檀中惣代佐兵衛他が西福寺の弟子として修行中であつた泉淨をその後住にと願い出たものである。

法類請一札之事

一此泉淨与申僧拙寺法類ニ相違無御座候、然ル所此度

福生村宝蔵院無住ニ付右旦中より住職相願候、依之何  
卒右願之通り被仰付可被下候、然ル上ハ住職中如何

様之義有之候共、拙寺引請御当山江少茂御苦難相掛

ケ申間敷候、為後日法類受一札依而如件、

文政九戌年

草花村

文政九戌年  
八月日

福生村  
宝蔵院  
泉淨印

八月

花藏院印

御本山

西福寺様

御役僧中

これは草花花藏院が西福寺へあてた「法類請書」である。

この史料によつて、さきに宝蔵院檀中により同寺後住として望まれた泉淨が、花藏院の法類につながるものであつた

市左衛門印

旦方惣代

佐兵衛印

同

同

文 平印  
名主 勘治郎印

天保六年（一八三五）宝蔵院住職誉城は西福寺へ転住するが、その後住として檀中惣代は、平井村常福寺の成聖を後住に願い出て許される。この時の「入院記録并献立草稿」が宮本家文書にある。

御本山 西福寺様  
御役僧中

この史料は、宝蔵院住職となつた泉淨が、住職として遵守すべきことを本寺西福寺に誓つた一種の誓約書といふべきものである。泉淨は、幕府の法度や宗門の諸法度の遵守、寺門の興隆と坊舎の修復、諸行事の励行、寺の財産である什物や山林田畠の守護、山林竹木伐採のときの本寺への伺い義務、住職交代時における諸什物の改めと引き渡し、借財は寺の借財にせぬことなどを誓つてゐるのである。

以上、泉淨の宝蔵院住職就任に関する史料をみてきた。

最初の史料に「長々無住」とあるのは何か不思議な感じもするが、末寺住職となるにはそれ相応の条件を満たした僧侶でなければその職につけなかつたことを表わしており、宝蔵院の檀中惣代も簡単に後住を搜し出せなかつたことの証拠である。しかし、檀中惣代の願いによつて、本寺西福寺の弟子で宝蔵院の隣寺花藏院の法類である泉淨を後住に迎えることとなり、泉淨も本寺へ誓約書を提出して宝蔵院住職となつたのである。

山別席ニ愚老當院後席之御頬有之、答曰法類共へ相談之上御返答可申上申候、堅日横沢土砂加持之集会之席、愚老弟川口円福寺弟子高尾大光寺・同豊ヶ原如意輪寺別寺大悲願寺方丈是等へ示談いたし、花藏院春淨法印を以誓城法印へ出席可仕旨返答ニ及候、依之常福寺へ為請待田村勘次郎・町田佐兵衛兩人被參候、右ニ付川口円福寺を以、旦頭良助・半兵衛其外セ話人兩人相招キ相談為致し、堅日旦頭兩人永住願ニ罷越候、達而難諦旨申候、此由當院へ申送り候ニ付、又候樽持參ニ而旦頭セ話人中平井へ御出ニ付常福寺旦頭共へ引合申候、其後吉日を撰、四月廿四日一夜泊リニ罷越申ハ、五月廿四日ニ引移リ、此方々兩人迎ニ來、平井も旦頭兩人見送リ、其余者差押え置、八月廿六日ニ至披露ニ付、平井旦頭其外古縁近付拾六七人相招キ、左之通り馳走仕候、

（後略）

この史料によつて、すでに先の史料などから檀中惣代や名主として名を連ねてゐる田村勘次郎・町田佐兵衛らが、

平井村常福寺の成聖を後住にと奔走している状態がよくわかる。入院にあたっては常福寺旦頭の見送りがあつたり、披露にあたっては平井旦頭や縁故のものたちまで招いて馳走をしている。住職の入院は当然ながら寺院同志のやり取りだけではなく、その檀中惣代等の並々ならぬ努力が必要であったのである。

このように宝蔵院は、西福寺や法類の寺院、また檀中の努力によつて住職を迎えるながら明治初期まで福生村にその法流を伝えてきたのである。

#### 四 宝蔵院「過去帳」

「過去帳」には檀家の家族の戒名・死亡年月日・俗名が記載されている。またこれ以外にも、出世・職業・死亡の原因などが記されている場合があり、これによつて思わぬ事が判明する場合も多い。特に地域庶民の名前が史料に出てくることは少ないから、これを補うものとして貴重である。

宝蔵院の「過去帳」は享和三年（一八〇三）八月に書き改められたもので、日縁式（死亡年月に関係なく、死亡日ごとに集めたもの）である。一日、二日は破損してしまつており三日からのみが残っている。

表は、宝蔵院の「過去帳」に見える戒名数を地名別に、しかも一〇年ごとにまとめたものである。同一地名を表わ

していると思われる地名もあるが、表記が異なるので「過去帳」の記載のままとした。この表に現われた地名の多くは小名または里俗名であるが、これによつて宝蔵院の檀家の分布を見ると、牛浜・長沢・内出など旧福生村内に分布していることがわかる。

「過去帳」の戒名の最初の記述は明暦元年（一六五五）であり、これ以降一七〇〇年の初めまで俗名に地名が付されていない場合が多い。これ以降になると俗名に住所である地名が付されてくる。また、一七〇〇年の初期に地名が付されない者は、この後も同じであるところを見ると、宝蔵院の所在地である字奈賀やその近辺で、わざわざ地名を付す必要のなかつた人々であつたと考えられる。このようを考えると宝蔵院は江戸時代初期の段階では旧福生村の奈賀近辺の人々によりささえられ、その後も牛浜・長沢・内出等村内に檀家を獲得していくものと思われる。

次に檀家の階層である。「過去帳」には階層を示す記述は皆無であるが、俗名からして旧福生村の百姓がその中心であつたと思われる。しかし、「道休 明暦二年十一月 施主勘解由父」などの記述があり、中世の在地領主の家臣等の流れを引くのではないかと思われるものも見える。また、天保期以降になると「木挽」・「鍛冶屋」・「豆腐屋」等の職種名が見えるようになる。

このほか戒名の分析等も必要であるがこの後に譲りたい。

表「寶藏院過去帳」戒名數編年表

## 五 結びにかえて

以上、宮本家文書や西福寺文書により宝蔵院の開創や住職の問題などを中心に述べてみた。このために宝蔵院が宗教活動を通じてどのように地域と関わったかなどについては触ることができなかつた。真言宗寺院は葬祭のほかに、祈禱や諸勧進などにより地域や庶民との結び付きが強く、また活動範囲も広いのである。その経済基盤の問題とともに今後の課題である。

宝蔵院関係の史料は、福生市内や近隣の市町村にまだまだねむつてゐる可能性が高く、今後の寺院調査でさらに補えるものと思える。

(えんどう・ひろあき 福生市史中世調査員 大田区在住)